

令和2年11月25日招集

令和2年 第11回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和2年第11回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第11回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和2年11月25日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	6番	岡田和敏
7番	瀬野幸太郎	8番	小野博	9番	齋藤誠
10番	大類彦幸	11番	本田勝彦	12番	松田一雄
13番	秋葉いく子	14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子
16番	大内恒一	17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作
19番	工藤喜恵治				

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第15号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第47号 事業計画変更承認申請について
- 第9 議第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第49号 農用地利用集積計画について
- 第11 議第50号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について
- 第12 農地あっせん委員会の報告
- 第13 農地転用委員会の報告
- 第14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 加藤 光 伸      事務局長補佐 深瀬 忠  
農地係長 松岡 義朗      主任 小野 智江美

1. 議長 農業委員会会長 工藤 喜恵治

1. 議事の顛末

**【議長】**

只今から、令和2年第11回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員はおりません。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員もおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

15番横尾多栄子委員、16番大内恒一委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第10回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第15号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第11、議第50号贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてまでの、2報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

**【加藤事務局長】**

令和2年第11回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第15号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法

第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号4番、申請者住所氏名：東根市神町宮団大通り66号、株式会社鈴木農園 代表取締役 鈴木拓矢。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字野川字中向●●●●。地目：畑、面積：2,444㎡の内13.04㎡。土地の所有者：株式会社鈴木農園 代表取締役 鈴木拓矢。転用の理由：トイレを設置する。所要面積：トイレ11.44㎡、浄化槽1.6㎡。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、8件であります。

報第16号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号65番、土地の所在：大字六田字長谷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,925㎡。賃貸人住所氏名：東根市六田二丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：自作であります。

以下、受付番号66番から72番の7申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、12件です。

議第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号98番、土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：679㎡。譲渡人住所氏名：東根市大字松沢●●●●、●●●●。事由：耕作不便、経営面積：197a。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：94aであります。

以下、受付番号99番から7ページの受付番号108番までの10申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号 109 番、土地の所在：大字野川字向原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：2,492 m<sup>2</sup>ほか6筆。貸人住所氏名：東根市神町営団大通り●●●●、●●●●。事由：経営移譲年金受給のため。経営面積：239 a。借人住所氏名：東根市神町営団大通り●●●●、●●●●。事由：年金受給のための後継者。経営面積：239 a であります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、3件です。

議第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号8番、土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：287 m<sup>2</sup>ほか2筆。申請人住所氏名：東根市大字松沢●●●●、●●●●。職業：自動車販売兼修理業。転用後の主要目的：新設駐車場、既存店舗、既存駐車場、既存展示車両スペース、通路他で、所要面積計が3,235.24 m<sup>2</sup>。備考として併用地があり、事業計画変更を同時申請しております。

以下、受付番号9番、10番の2申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、4件です。

議第47号事業計画変更承認申請について。

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和51年9月30日付け、51構改B第1939号農林省構造改善局長通知に該当するので、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係。

受付番号4番、当初計画者：東根市三日町二丁目●●●●、●●●●。承継者：東根市中央二丁目11番1号天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也。承認を受ける土地の所在：三日町二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：348 m<sup>2</sup>。変更後の用途：当初、一般住宅。変更後、宅地分譲となります。備考として、農地法第5条が同時申請されております。

以下、受付番号5番から、15頁の受付番号7番までの3申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15頁の事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、10件です。

議第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。17頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号52番、土地の所在：三日町二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍348㎡。譲渡人住所氏名：東根市三日町二丁目●●●●、●●●●。職業：無職。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目11番1号、天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、所要面積計：348㎡。備考として、所有権移転で事業計画変更を同時申請しております。

以下、受付番号53番から18頁の受付番号61番までの9申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

19頁の農地法第5条総括表は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、農地法第5条及び事業計画変更、並びに例外確認の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。21頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、20計画です。

議第49号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号67番、土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：423㎡。売人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和2年11月25日。対価、総額：10,000円。支払い方法：現金。支払期限：令和2年12月11日、引き渡し時期：令和2年12月14日。買人の耕作面積は206aであります。

以下、受付番号68番から23頁の受付番号75番までの8申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

23 頁の農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。24 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定。

受付番号 224 番、土地の所在：大字六田字長谷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,498 m<sup>2</sup>ほか3筆。貸人住所氏名：東根市六田二丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●●、●●●●。

種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和2年11月25日、終期：令和8年11月24日。賃借料：10 a あたり 54.88 kg。6年再設定。借り人の耕作面積は1,215 a であります。

以下、受付番号 225 番から、25 頁の受付番号 234 番までの 10 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

25 頁の農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は、3 件です。

議第 50 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について。

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年3月30日付け、元構改 B 第 156 号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第3(1)の規定により、本会の議決を求めるものであります。27 頁をお開き下さい。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者。

番号 1、住所：東根市本丸北一丁目●●●●、世帯コード：018-0065。相続人：●●●●●、被相続人：●●●●●。備考：相続であります。

以下、番号 2 及び 3 は記載のとおりとなりますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 6 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

次に日程第 12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

#### 【3 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 11 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 11 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について 3 件、

合計 15 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 11 月 16 日実施の、事務局による現地調査、さらに提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 98 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 99 番の申請事由は、境界確定による交換となります。

受付番号 100 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

受付番号 101 番から 106 番の申請事由は、相手方の要望となります。

受付番号 107 番及び 108 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 109 番の申請事由は、年金受給のための後継者となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

なお、受付番号 100 番及び 101 番は、当該農地の位置、形状などからみて、隣接農地と一体的に利用することしかできない場合であって、隣接農地を耕作している者が、当該農地の権利を取得するものであることから、農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号の特例に該当するものと判断したところです。

次に、贈与税の納税猶予に関する適格証明については、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適格に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、日程第 13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4 番、小関春男農地転用委員会委員長。

**【4 番小関春男農地転用委員会委員長】**

はい、4 番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 11 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 3 件、事業計画変更承認申請 4 件、農地法第 5 条による許可申請 10 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 11 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による

現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号8番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、既存敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張で、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当。

受付番号9番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、既存の共同住宅へ接続するための通路を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当。

受付番号10番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、農業用施設を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(a)」に該当。

次に、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号4番については、当初、一般住宅として5条許可を受けたものですが、事情により工事着手されず、承継者が宅地分譲として整備するものであります。

なお、この案件については5条許可申請が同時に申請されております。

受付番号5番については、当初農産物直売所及び駐車場等として5条許可を受けたものですが、事情により工事着手されず、承継者が自動車販売のための駐車場として整備するものであります。

なお、この案件については4条許可申請が同時に申請されております。

受付番号6番については、新工場建設として5条許可を受けたものですが、その後、建設規模を縮小して整備するものであります。

受付番号7番については、建売分譲6区画として5条許可を受けたものですが、その後7区画として整備するものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号52番、53番、55番、56番及び60番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号52番及び55番は宅地分譲、受付番号53番は建売分譲、受付番号56番は一般住宅、受付番号60番は共同住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号54番、57番及び61番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号54番は総事業面積に占める第一種農地の割合が3分の1を超えない範囲で戸建て住宅を、

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)f」に該当。

受付番号57番は集落に接続して長屋住宅を、受付番号61番は建売分譲を整備するものがあります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

受付番号58番及び59番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。7番、瀬野幸太郎委員。

**【7番瀬野幸太郎委員】**

はい、7番瀬野です。12頁の受付番号6番の件について、だいぶ前に転用許可がおりているが、建物等が建っておらず、あまり工事が進んでいないように見受けられます。

そのような状況の中、今回、事業計画変更が出されており建設規模を縮小して整備するとの説明がありましたが、どういった理由からなのかお聞きしたい。

**【議長】**

只今の質問について、事務局より答弁願います。

**【松岡係長】**

国の医療政策や薬価制度が改定されたことにより、当初見込んでいました薬の需要予定数量を減らすことになりました。それに伴って、総生産量も減少しなければならなくなり、販売経路や施設の規模等について検討していたため、工事を進められない状況にありました。このたび、販売経路が少なくなり、生産量も減少することになったため、当初の計画よりも施設の規模を縮小する内容の事業計画変更が出されております。

【議長】

事務局より説明がありましたが、瀬野委員よろしいですか。

【7番瀬野幸太郎委員】

はい、わかりました。地区民も注目している案件ですので、この総会で承認になれば、すぐに工事に着手するよう、事務局よりご指導をお願いします。

【議長】

事務局、よろしいですか。

【松岡係長】

はい、わかりました。

【議長】

ほかに何かご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第14、地区委員会の開会についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから30分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2番菅原繁治委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは、30分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15番横尾多栄子委員】

15番横尾です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権移転関係4件、

使用貸借権設定関係 1 件。

議第 46 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 47 号事業計画変更承認申請について、3 件。

議第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、5 件。

議第 49 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 1 件、賃貸借権設定関係 5 件。

議第 50 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 45 号については、経営規模拡大、境界確定による交換、自作地相互の交換、相手方の要望、及び年金受給のための後継者によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 46 号及び 48 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 47 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 49 号については、田、畑、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 50 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

#### 【5 番名和茂隆委員】

5 番名和です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 45 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 4 件。

議第 49 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 5 件、賃貸借権設定関係 3 件。

議第 50 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 45 号については、相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 49 号については、田、畑、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 50 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【13 番秋葉いく子委員】**

13 番秋葉です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 45 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 3 件。

議第 46 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件。

議第 47 号事業計画変更承認申請について、1 件。

議第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、5 件。

議第 49 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 3 件、賃貸借権設定関係 3 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 45 号については、相手方の要望、及び、自作地相互の交換によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 46 号及び 48 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 47 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 49 号については、田、畑、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 15 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 16 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第 45 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に、2 番菅原繁治委員に申し上げます。あなたは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 45 号について、農地あっせん委員会、各地区委員会の審議の

とおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 45 号については、許可することに決しました。

2 番菅原繁治委員の復席を求めます。2 番菅原繁治委員に申し上げます。

ただいま、議第 45 号については原案のとおり、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 46 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 47 号事業計画変更承認申請について、議第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 49 号農用地利用集積計画について、議第 50 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、以上、5 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 46 号から議第 50 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可相当の意見を付すること、承認相当の意見を付すること、決定すること、及び、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 46 号から議第 50 号について、許可相当の意見を付すること、承認相当の意見を付すること、決定すること、及び、承認することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 11 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 11 時 00 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員